学校いじめ防止基本方針



平成３０年４月

四日市市立羽津北小学校

はじめに

本校では、四日市市いじめ防止基本方針に基づいて、「いじめの防止」等を推進するため、今まで学校が取組んできていることや今後大切にしていく取組みについてまとめるとともに、「重大事態」等に対処するために、「学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

併せて、「いじめが起こった場合のフロー図」や「学校いじめ防止対策年間計画」も示しました。

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第２条）

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※　個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

第１章　学校におけるいじめ防止等に関する取組について

１　いじめの防止

児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行っています。

併せて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、お互いを認め合える人間関係・学校風土をつくっています。

（１）　「授業づくり」においては、

①　学ぶ楽しさや充実感を味わえる「授業づくり」

「わかる授業」を行い、少人数指導の充実を図る等、基礎・基本の確実な習得のためのきめ細かな指導を推進します。

（２）　「集団づくり」においては、

①　規範意識が高く、正義感のある「集団づくり」

羽津中学校区学びの一体化の取組みの一環として、社会のルールを守り、学校のきまりや学習規律を守ることのできる規範意識の共通認識を図ります。

②　良好な人間関係がある「集団づくり」

学級や学校をすべての児童が安心･安全に生活できる場所にします。また、日々の授業や行事等において、すべての児童が共に高め合い、活躍できる場面を多くします。

また、人とかかわる喜びを味わい、心の通じ合うコミュニケーション能力を育む異年齢交流を行うとともに、児童の主体的な活動を重要な取組みとして位置づけ、児童会や代表委員が中心となって、いじめのない学校づくりを推進します。

あいさつ運動・児童集会・なかよし班活動　羽津北ウォークラリー

２　いじめ防止啓発

（１）　「『いじめ』に関する指導の手引」を活用しています。
①　手引を基にして、いじめについての共通理解を図っています。
②　「いじめ発生時の基本的な対応図」により、予防対策、早期発見、早期対応、解決を図るまでの対応を明確にしています。
（２）　「いじめや差別をなくすために私たちにできること～見直そう、振り返ろう～自らの人権感覚（学校関係者編）」等を活用し、教職員自身のいじめに対する人権意識を見直すための研修会を実施しています。
（３）　市教委配付のいじめに関するリーフレット「いっしょに考えよういじめ問題(保護者編）かけがえのないこどもたちのために」（各種相談機関一覧掲載）を保護者に配付し、学校とともにいじめ問題について考える機会とします。
（４）　国立教育政策研究所作成「いじめのない学校づくり」「いじめと向き合う」「いじめ追跡調査 2010 - 2012 いじめについて、正しく知り、正しく考え、正しく行動する」を活用します。
（５）　啓発活動の一環として、*「いじめ防止啓発ポスター・標語」*等を作成し、全校で意識の高揚を図ります。人権ポスター・作文にも取り組むよう呼びかけます。
（６）　各種相談機関を周知します。
①　「いじめや体罰等に関する相談電話（059-354-8169)」
「いじめ相談メール（y-ijimesoudan@city-yokkaichi.mie.jp)」
「不登校や発達障害に関する相談電話（059-354-8285)」（教育委員会）
②　「青少年と家庭の悩み相談電話(059-352-4188)」(こども未来部青少年育成室)
③　「人権に関する相談電話（059-354-8610)」（人権センター）
④　「被害少年の悩み、問題行動等（059-354-7867）(北勢少年サポートセンター：南署内)
⑤　「児童虐待、不登校、養育等（059-347-2030)」（北勢児童相談所）
⑥　文部科学省２４時間いじめ相談ダイヤル(0570-0-78310)（全国共通ダイヤル）

３　いじめの早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いので、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを認知できるようにしています。

（１）　日常的な取組み
①　教職員による日常的な児童との対話や観察、連絡帳等による児童の変化やサインに気づくための指導をしています。そのため、日記・作文・家庭学習ノートなども活用しています。
②　毎月、人権内容・自己有用感（自分と他者）を育てる内容の道徳授業を進めます。
③　いじめ等問題行動の発生しにくい、信頼で結ばれた人間関係のある学級・学年経営をめざし、日常的に児童・保護者との対話に心がけています。
④　管理職や教職員が校内を巡回して、いじめ防止対策を行っています。

（２）　児童に、「いじめ調査」を年間３回（毎学期）実施し、いじめの状況を把握しています。
（３）　２年生以上の児童に、「学級満足度調査（Ｑ－Ｕ調査)」を年２回実施し、一人ひとりの状況及び学級の状況を把握しています。
（４）　教育相談を実施しています。
①　「いじめ調査」「学級満足度調査（Ｑ－Ｕ調査)」を基にして、教職員が児童一人ひとりに対して面談による教育相談を毎学期実施し、児童の不安や心配事等の心の状況を把握しています。
②　「『いじめ』に関する指導の手引」の「いじめ早期発見のためのチェックリスト」を活用します。
（５）　スクールカウンセラー（臨床心理士等）とともに、被害児童の心のケアを最優先に行います。また、必要に応じて、加害児童のケアも行います。
（６）　緊急な被害児童の心のケアに対しては、臨床心理士の派遣を教育委員会に依頼します。
（７）　インターネットやスマートフォン等を使ったネットいじめ対策をします。
①　小学校低・中・高学年用、のデジタル教材「事例で学ぶ Net モラル」（学校・園データベース参照）を道徳・社会科の授業や総合的な学習の時間等で活用します。
②　教職員が「ネットモラル」の研修会に参加します。
③　保護者へも「インターネットやスマートフォン等の安全な使い方」等の保護者研修会への参加を呼びかけます。

４　いじめ事案に対する対応

（１）　いじめを発見、通報を受けた場合は、一部の教職員で抱え込まず、速やかに「学校いじめ防止対策委員会」に報告します。
（２）　被害児童を全面的に支え、守る姿勢で対応します。
（３）　被害児童からの聞き取り及び保護者への報告を行い、保護者とともに解決を図ります。
（４）　加害児童からの聞き取り及び保護者への報告を行い、相手への謝罪を含め保護者とともに解決を図ります。
（５）　周囲の児童からの聞き取りとともに、観衆的・傍観的立場に立つことが、いじめの助長につながることについて、学級、学年、学校全体に指導します。
（６）　重篤な事案については、教育委員会に第１報をいれるとともに、対応策について継続的に指導・助言を受けます。
（７）　犯罪行為として扱う必要のある事案については、早期に警察に相談し、連携して対応します。

第２章　いじめ防止のための年間指導・対策計画

学校いじめ防止対策年間計画　H30年度

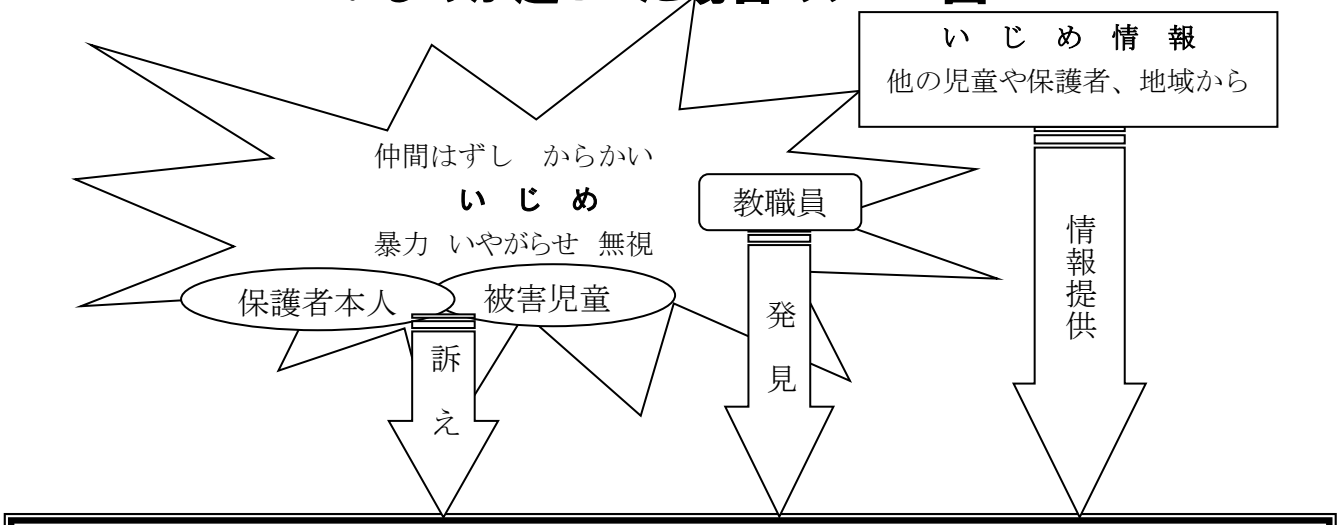
３校による羽津版

□：教師の活動　○：児童の活動　◇：保護者の活動

学期	月	取組内容　（例）	指導のポイント
1学期	4月	□：羽津中学校区・学年間の情報交換及び指導記録の引継ぎ □：指導方針及び指導計画等の策定と共通理解 【いじめ防止対策委員会・職員会議】 □・○：学級開き（人間関係づくり・学級のルールづくり） 【始業式・学級活動】 □・◇：保護者へ『いじめ防止対策』に向けた取組説明及び啓発 【PTA総会・家庭訪問】 □：いじめ防止委員会	・いじめの被害者、加害者の関係を確実に引き継ぐ。 ・全校体制で指導するためにも共通理解を図る。 ・学校がいじめ問題について、本気で取組む姿勢を児童や保護者に示す。
	5月	□・○：校外学習活動（遠足・社会見学などを通した人間関係づくり 【学年行事・学級活動・P親睦会】 ○：Ｑ－Ｕ調査の実施①と活用 【学級活動】 □・○：いじめ調査<校内①>の実施と活用 【学級活動】　□・○：教育相談の実施 □：いじめ防止委員会	・班編成等、児童の活動の場面に留意が必要である。 ・Ｑ－Ｕ調査の実施時期に配慮する。（行事の前後は避ける） ・いじめ調査やQU調査の結果をもとに、教育相談を行い、いじめの実態や児童の心理を掴む。
	6月	○：話し合い活動『学級の課題について』 【学級活動】	・6月は児童の人間関係に変化が表れやすい時期である。 ・1学期の折り返しの時期にあたり、学級の課題を教師と児童が共有し、今後の活動に活かしていく。
	7月	□・○：話し合い活動『1学期の振り返り』　振り返りシート活用 【学年・学級活動】 □：1学期の生活指導の振り返り 【職員会議】 □：いじめ防止委員会	・1学期の活動を振り返るなかで、いじめ防止対策の点検を行う。 ・1学期を振り返り、生活指導上の課題を教師間で共有し、次学期へつなげる。
2学期	8月	□：いじめや教育相談等に係る研修会への参加 【夏季研修会等】 □：Ｑ－Ｕ調査の分析と共通理解① □：2学期の生活指導について共通理解 【校内研修会】	・各研修会で、いじめや教育相談等についての研修を深め、今後の指導に活かしていく。
	9月	□：夏休み明け児童の様子把握 □・○：いじめ調査<市教委>の実施と活用 □・○：学校行事（運動会等）をとおした人間関係づくり【学年・学級活動】 ○：自然教室に向けての班編成 □：いじめ防止委員会	・夏休み明け、児童の様子の変化に注意する。（保護者へ連絡） ・行事に向けて、活動中の児童の様子に十分気を配る。
	10月	○：Ｑ－Ｕ調査の実施②と活用 【学級活動】　□・○：教育相談の実施 ○：修学旅行に向けての班編成	・児童が主体となって活動できるよう、活動意欲と自覚を促す支援をする。 ・Ｑ－Ｕ調査の実施時期に配慮する。（行事の前後は避ける） ・いじめ調査やQU調査の結果をもとに、教育相談を行い、いじめの実態や児童の心理を掴む。
	11月	□・○：いじめ防止啓発月間 【児童会活動】 ○：話し合い活動『学級の課題について』【学級活動】 □：いじめ防止委員会	・児童が主体となって、いじめ防止に向けた取組を進める。あいさつ運動 ・2学期の折り返しの時期にあたり、学級の課題を教師と児童が共有し、今後の活動に活かしていく。
	12月	□・○・◇：『教育活動・学校評価に関するアンケート』の実施 【アンケート】　○：児童会フェスティバル □・○：話し合い活動『2学期の振り返り』 【学年・学級活動】 □：2学期の生活指導の振り返り　振り返りシート活用 【職員会議】	・2学期の活動を振り返るなかで、いじめ防止対策の点検を行う。 ・2学期を振り返り、生活指導上の課題を教師間で共有し、次学期へつなげる。 ・児童・保護者の意見を聞き、点検活動につなげる。
3学期	1月	□：冬休み明け児童の様子把握 □・○：いじめ調査<学校②>の実施と活用 □：Ｑ－Ｕ調査の分析と共通理解② □：いじめ防止委員会	・冬休み明け、児童の様子の変化に注意する。（保護者へ連絡） ・様子の変化については、教師間で共通理解を図る。
	2月	○：話し合い活動『学級のまとめに向けて』 【学級活動】　□・○：教育相談の実施	・いじめ調査の結果をもとに、教育相談を行い、いじめの実態や児童の心理を掴む。 ・新年度の学級編成に向け、人間関係に不安を感じ訴えてくる児童の声を拾う。
	3月	□・○：話し合い活動『一年間の振り返り』【学級活動】振り返りシート活用 □：指導記録の整理、進級する学年への引継ぎ資料の作成 □：指導方針及び指導計画の点検と申送り 【いじめ防止対策委員会・職員会議】 □：羽津中学校区連絡会の実施　（保幼小・小中） □：いじめ防止委員会	・いじめに関する情報を確実に引継ぐための資料を準備する。 ・教師による教育活動の反省を参考に、次年度に向け、指導の準備を進める。

フローチャート

いじめが起こった場合のフロー図



校　内（校内での情報共有後、生活指導担当・管理職で委員会の開催を決定する。）

いじめ防止対策委員会

管理職･各学年部代表･生活指導担当者･養護教諭･
その他必要に応じた関係者が参加する。

事実確認・調査
- 被害児童
- 加害児童
- 周りの児童からの聞き取り
- アンケート調査による事実確認等

報告・指導
- 被害児童及び保護者への報告
- 加害児童及び保護者への指導
- 周りの児童への指導

いじめ解決

その他の対応
- 被害児童の心のケア
- 見守り体制の確認
- 未然防止、早期発見の取り組み
- いじめ防止啓発

報告

四日市市教育委員会
- 指導課
- 人権・同和教育課
- 教育支援課　等

重大事態

再調査

四日市市いじめ問題対策委員会
（教育委員会付属機関）
- 学識経験者、弁護士、心理の専門家で構成
- 市方針に基づく、いじめ防止のための調査研究
- 重大事態に係る調査を実施

四日市北警察署　３６６－０１１０
阿倉川交番　　３３１－７７７６

第３章　いじめ防止のための校内組織

１　校内組織

（１）　「いじめ防止対策委員会」を設置します。

①　構成員は、管理職、各学年部代表、生活指導担当、養護教諭、その他関係職員です。必要に応じて、主任児童委員や学校づくり協力者会議代表に参加を依頼します。

②　いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、把握したいじめ事案について、「事実確認」「指導方針」「具体的な取組み」により、早期に解決を図ります。

④　いじめの事実を明確にするための調査等を実施し、集約及び整理をして、児童及び保護者、教育委員会に報告します。

⑤　解決を図るために、教育委員会に継続的に報告をするとともに、指導・助言を受けます。

（２）「生活指導委員会」を行っています。

①　構成員は、管理職、各学年部代表、生活指導担当、養護教諭、その他関係職員です。必要に応じて、主任児童委員や学校づくり協力者会議代表に参加を依頼します。

②　学校等で発生する様々な問題行動等について情報交換するとともに、対応策や指導方法について協議します。

２　学校関係者及び各種団体との連携

学校は、平素から学校関係者及び地域の様々な方や団体と連携してきています。

（１）　ＰＴＡ及び学校づくり協力者会議と協働します。

（２）　事案により、保育園、幼稚園、羽津小学校、羽津中学校及び、近隣の小中学校と連携し、情報共有を行います。

（３）　主任児童委員、民生委員児童委員等と連携します。

（４）　学校自己評価及び学校関係者評価において、いじめに係る検証を行います。

第４章　保護者や児童への啓発

１　保護者へ

保護者として、いじめに対する基本認識について共通理解し、学校と協力して、いじめをしない、させないしつけをしてもらうために、以下の事項を依頼する。

教育基本法（第１０条）にあるように、<u>保護者は、子の教育について第一義的責任を有していることから、生活に必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることが務め</u>であること。

（１）　どの児童も、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかけること。

（２）　児童のいじめを防止するために、学校や地域の人々など児童を見守っている大人との情報交換に努めるとともに、根絶を目指し互いに補完しあいながら協働して取り組むこと。

（３）　いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学

校や関係機関等に相談または通報すること。

２　児童へ

（１）　一人ひとりが、自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心をもち、自らが主体的にいじめのない学校づくりに努めること。

（２）　周囲にいじめがあると思われるときは、当該の児童に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努めること。

第５章　関係機関との連携

１　警察との連携

学校は、学校警察連絡制度（平成１６年４月協定締結）により、警察と連携して問題の解決を図ってきています。

（１）　四日市北警察署（生活安全課）　　３６６－０１１０
（２）　北勢少年サポートセンター　　３５４－７８６７
（３）　阿倉川交番　　３３１－７７７６

２　他の関係機関との連携

学校は、事案に応じて、様々な関係機関と連携して適切な解決を図ってきています。

（１）　北勢児童相談所
（２）　いじめ・体罰等教育相談窓口
（３）　四日市市人権センター
（４）　こども保健福祉課
（５）　家庭児童相談室
（６）　男女共同参画課
（７）　北勢少年サポートセンター
（８）　子どもの人権１１０番

第６章　重大事態発生時の対処

１　重大事態の意味（いじめ防止対策推進法第２８条）

学校は、下記の重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告するとともに、調査を実施します。また、当該の児童及びその保護者に対し、調査に係る事実関係等の必要な情報を適切に提供します。

（１）　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
　①　児童が自殺を企図した場合
　②　身体に重大な障害を負った場合
　③　金品等に重大な被害を被った場合
　④　精神性の疾患を発症した場合　　等を想定しています。

（２）　いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。